

吉野川市民プラザ(吉野川市アリーナ、吉野川市民センターに供する業務等)
及び吉野川市多目的グラウンド指定管理者の選定結果について

次のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。令和4年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 施設概要

名 称 吉野川市民プラザ(吉野川市アリーナ、吉野川市民センター
に供する業務等)及び吉野川市多目的グラウンド

所在地 吉野川市鴨島町鴨島252番地1

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

3 指定管理者候補

名 称 はあと吉野川

所在地 徳島市中徳島町二丁目5番地2

4 応募団体一覧

名 称	所在地
はあと吉野川	徳島市中徳島町二丁目5番地2